

湧別町強靱化計画

令和 7 年 8 月

湧別町

【目 次】

第1章	はじめに	
1	計画の策定趣旨	2
2	計画の位置付け	3
3	強靱化計画との役割分担	3
第2章	湧別町強靱化の基本的考え方	
1	湧別町の概況	4
2	湧別町災害の歴史	4
3	湧別町強靱化の目標	6
4	本計画の対象とするリスク	7
第3章	脆弱性評価	
1	脆弱性評価の考え方	10
2	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	11
3	評価の実施手順	12
4	評価結果	12
第4章	湧別町強靱化のための施策プログラムの策定等	
1	施策プログラム策定の考え方	30
2	施策推進の指標となる目標値の設定	30
3	推進事業	30
	【湧別町強靱化のための施策プログラム一覧】	31
第5章	計画の推進管理	
1	計画の推進期間等	52
2	計画の推進方法	52
【別 表】	湧別町強靱化のための推進事業一覧	53
【参考資料】	災害時における協定一覧（町と団体）	56

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

平成23年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

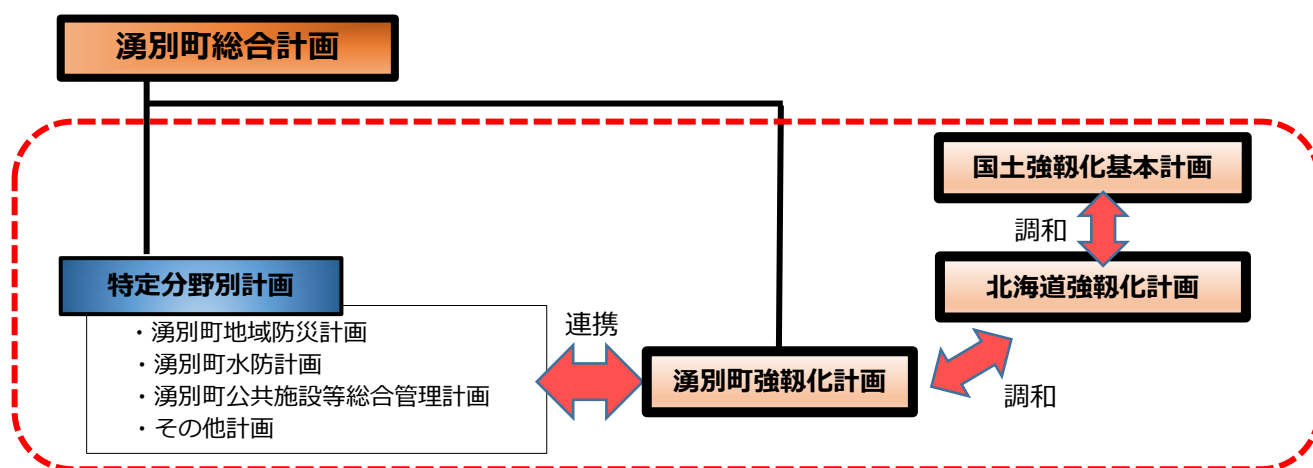
こうした中、国においては、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、平成26年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定された。これにより、今後発生する可能性のある大規模自然災害等に備え、事前の防災・減災策が総合的に推進されてきたところであり、基本法施行後5年となる平成30年12月と、10年後の令和5年7月には、国において基本計画の見直しが行われた。北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」を平成27年3月に策定し、令和2年3月及び令和7年3月には本計画の見直しをするなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

この間、湧別町においても、東日本大震災や平成28年豪雨災害、平成30年胆振東部地震等の教訓を踏まえ、「湧別町地域防災計画」及び「湧別町水防計画」の見直しをはじめ、令和2年4月には湧別町強靱化計画（以下「本計画」という。）を策定し、湧別町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、防災・減災のための取組を強化してきたところである。

本町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するため、国、北海道、民間事業者、町民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速させて、湧別町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進していかなければならない。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。このため、湧別町総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。

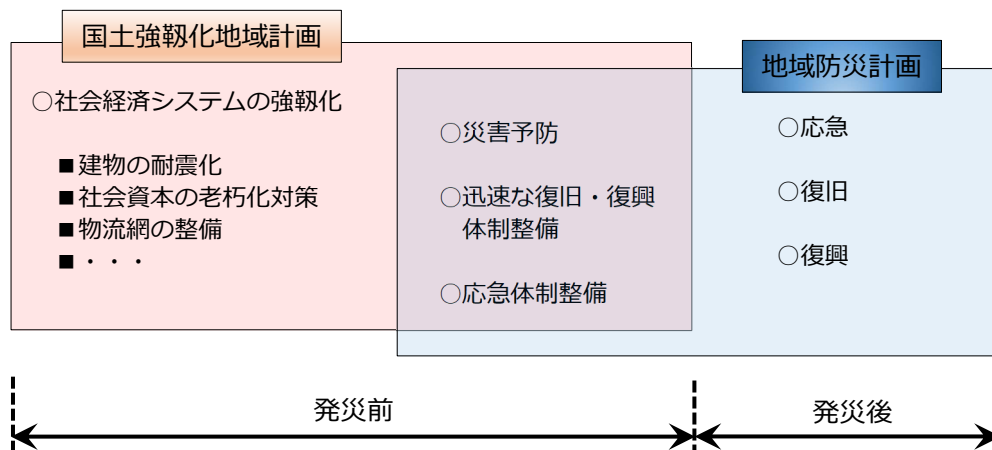


3 地域防災計画との役割分担

国土強靱化地域計画は、地震や洪水などのリスクごとの対処・対応をまとめるものではなく、あらゆる大規模自然災害に備えるため、「事前防災・減災」と「迅速な復興・復旧」に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組としてとりまとめたものである。

一方、地域防災計画は、地震や洪水など災害種類ごとの「リスク」を特定し、発災後の応急対策や復旧対策などを中心とした計画となっている。

両計画は、地方自治体が総力を挙げて災害対策に取り組むという点でどちらも必要不可欠なものであり、それぞれの計画の目的に合わせて役割分担を図りながら本町の強靱化を目指していく。



第2章 湧別町強靱化の基本的考え方

1 湧別町の概況

湧別町は、北海道の北東部、オホーツク海の中央部に位置し、北海道最大の湖であるサロマ湖を抱え、北はオホーツク海に面している。北見峠に水源をもつ湧別川流域に肥沃な大地が広がり、総面積は505.79k㎡である。

気候は、オホーツク海型気候地帯としての特色をもち、内陸部は四季を通じて比較的気温が高い反面、沿岸部はおおむね冷涼で、オホーツク海高気圧の停滞によっては北東の風により海霧が発生し、作物の生育を阻害することもある。年間平均気温は7.2℃※、年間降水量は690.3mm※程度と少雨地域であり、冬期の降雪量は比較的少ない地域となっている。

※気象庁 過去の気象データ 湧別観測所 年ごとの値（令和元年～5年）の平均より算出

2 湧別町災害の歴史

（1）水害

発生年月	災害状況
平成27年10月	台風23号から変わった低気圧による大雨により、芭露川の水位が氾濫危険水位を超え、芭露地区全域227世帯、480名を対象に避難勧告を発令。 床上浸水が芭露小学校を含め4戸、床下浸水が18戸、河川の一部決壊や道路の陥没などの土木被害やデントコーンの倒伏などの農業被害などが発生した。損害1億3,730万円
平成28年8月	8月17日から23日にかけて、台風7号、11号、9号と3つの台風が相次いで道内に上陸し、記録的な大雨に見舞われた。 道路、河川の一部損壊、上湧別リバーサイドゴルフ場、河川緑地公園パークゴルフ場の冠水

※合併後（平成21年10月5日）の水害を記載

（2）雪害

発生年月	災害状況
平成25年3月	暴風雪により行方不明となった親子2名のうち父親が死亡。 農業用施設損壊 66件損壊、損害1,080万円 漁船損傷 3隻、損害20万円

※合併後（平成21年10月5日）の雪害を記載

(3) 停電

発生年月	災 害 状 況
平成30年9月	北海道胆振東部地震に伴う道内の全発電所の停止により町内全域が停電。停電発生から42時間後に全面復旧。 自主避難所開設（湧別町保健福祉センター、文化センターTOM、上湧別コミュニティーセンター、芭露畜産研修センター）
令和4年12月	23日から24日にかけて、発達した低気圧による湿った重い大雪の影響で、北海道電力(株)の送電鉄塔が倒壊し大規模な停電が発生。12月26日未明の解消までに、町内延べ約5,060戸が停電となり、避難所を開設した。 自主避難所（4の1会館、4の2会館、4の3会館） 指定避難所（上湧別コミュニティーセンター、文化センターTOM、保健福祉センター、芭露畜産研修センター）

※合併後（平成21年10月5日）の停電を記載

3 湧別町強靱化の目標

湧別町強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することに加え、本町がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにある。

また、本町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本町の持続的成長につながるものでなければならない。

湧別町の強靱化は、こうした見地から、本町のみならず国家的な課題として、国、道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。以上の考え方を踏まえ、湧別町強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護が最大限図られること」、「国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる

「大規模自然災害から道民の生命・財産と北海道の社会経済システムを守る」、「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」、「北海道の持続的成長を促進する」という3つの目標に配意しつつ、前回計画に引き続き次の3つを湧別町独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

湧別町強靱化の目標

- (1) 大規模自然災害から町民の生命・財産と湧別町の社会経済システムを守る
- (2) 湧別町の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する
- (3) 湧別町の持続的成長を促進する

4 本計画の対象とするリスク

湧別町強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定され得るが、「北海道強靱化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、目標（１）に掲げる「町民の生命・財産と湧別町の社会経済システムを守る」という観点から、湧別町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標（２）に掲げる「国・北海道全体の強靱化に貢献する」という観点から、町外における大規模自然災害についても、湧別町として対応すべきリスクの対象とする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示する。

4－1 湧別町における主な自然災害リスク

（１）地震・津波

- 網走沖における地震（R5 北海道総務部危機対策局危機対策課）
 - ・ マグニチュード 7.5 の地震により、最大クラスの津波が悪条件で発生した場合、津波高は 2.1m から 5.0m に達し、沿岸への津波到達時間は最短で地震発生後約 20 分、遅くても地震発生後約 28 分となり、沿岸域の 513ha が浸水する予想
 - ・ 登栄床漁港や芭露漁港などのサロマ湖内では、津波高は 1.0m から 2.1m となり湖岸への津波到達時間は最短で地震発生後約 24 分となる予想

【予測される津波の諸元】

津波諸元	湧別町	代表的地点での値				
		川西	湧別漁港	第一河口	登栄床漁港	芭露漁港
影響開始時間(分)	18 (19) ～ 26 (111)	25	23	19	29	29
第 1 波到達時間(分)	20 (20) ～ 28 (37)	26	26	20	29	37
最大波到達時間(分)	20 (24) ～ 28 (260)	26	26	24	34	81
最大津波高(m)	2.1 (1.0) ～ 5.0 (2.1)	4.9	3.4	2.2	1.4	1.2

※影響開始時間：地震発生直後の海面（初期水位）に±20cmの変動が生じるまでの時間

※下段の（）内はサロマ湖護岸線における値

- 内陸型地震（R6 地震調査研究推進本部長期評価）
 - ・ 道内の主要活断層は 13 箇所

（２）豪雨／暴風雨／竜巻

- 道内における過去 30 年の台風接近数は、年平均 1.9 個（全国平均約 11.7 個）と比較的少ないが、これまでも昭和 56 年の低気圧前線と台風による大水害をはじめ、前線性降雨や台風による浸水被害等が道内各所で発生しており、また、近年においては、集中豪雨による災害が頻繁に発生

- 道内では、平成 3 年から令和 6 年の間に、51 の竜巻、突風によって、死傷者や住宅損壊などの被害が発生

(3) 豪雪／暴風雪

- 積雪寒冷地域である北海道では、大雪や雪崩、吹雪による交通障害、家屋の倒壊、人的被害が頻繁に発生
- 平成 25 年には、道東を中心とした暴風雪により、町内で 1 名の死者が発生

4-2 町外における主な自然災害リスク

(1) 首都直下地震

- 発生確率 …… M7クラス、30年以内に70%
- 被害想定 …… 死者2.3万人、負傷者12.3万人、避難者720万人、
建物全壊61万棟、経済被害95.3兆円、被害範囲1都8県

(2) 南海トラフ地震

- 発生確率 …… M8～9クラス、30年以内に80%程度
- 被害想定 …… 死者23.1万人、負傷者52.5万人、避難者880万人、
建物全壊209.4万棟、経済被害213.7兆円、
被災範囲40都府県（関東、北陸以西）

(3) 関東地方のその他のリスク

- 火山噴火
 - ・ 常時観測火山11火山（うち伊豆諸島に6火山）
 - ・ 富士山（常時観測火山）……宝永噴火（1707年）規模の噴火が発生した場合、首都圏を含む広い範囲で降灰被害（富士山火山防災対策協議会（2021年6月））
- 豪雨／暴風雨／竜巻
 - ・ 明治23年からの統計開始以来、月最大24時間降水量の上位10個のうち6個が平成2年以降に発生（観測点：東京）
 - ・ 平成3年から令和6年の間に、86の竜巻等の突風が発生

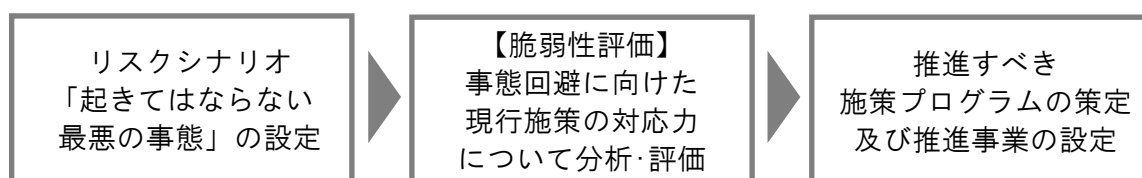
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性評価は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

湧別町としても、本計画に掲げる湧別町強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定・改定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・ 過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、湧別町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施
- ・ また、国土強靱化への貢献という観点から、町内の大規模自然災害に加え、首都直下地震や南海トラフ地震など道外における大規模自然災害のリスク低減に向けた湧別町の対応力についても、併せて評価

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など湧別町の地域特性や近年の自然災害から得られた知見を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、湧別町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、6つのカテゴリーと19の「起きてはならない最悪の事態」を改めて設定した。

【リスクシナリオ 19の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー		リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4 突発的又は広域的な洪水、長期的な市街地等の浸水
		1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生
		2-3 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-4 劣悪な避難生活環境がもたらす被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生
3	行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下
4	経済活動の機能維持	4-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
		4-2 食料の安定供給の停滞に伴う、住民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-3 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保	5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶
		5-2 エネルギー供給の停止
		5-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		5-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
6	迅速な復旧・復興等	6-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

3 評価の実施手順

前項で定めた19の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

4 評価結果

脆弱性評価の結果は「湧別町強靱化に関する脆弱性評価」(P.14~29)のとおりであり、6つのカテゴリーごとに取りまとめた評価結果のポイントを次のとおり示す。

(1)「人命の保護」に関する事項

- ・道路施設など防災上重要な公共施設について、近年の自然災害での被災箇所に重点化するなど一層効果的・効率的な施設整備を実施する必要がある。また、公共建築物について、今後、老朽施設が増加することを見据え、耐震化や長寿命化に向けた取組を計画的に行うことが必要である。
- ・各種災害に対応した警戒区域の指定やハザードマップの見直し、避難計画の作成と防災訓練の実施などソフト面の対策について、国や道など関係機関と連携した取組を強化する必要がある。また、複数の災害が同時期に発生した際の対応や厳冬期における災害への対応についても所要の対策を講じる必要がある。

(2)「救助・救急活動等の迅速な実施」に関する事項

- ・被災地における保健・医療・福祉機能の充実に向けて、保健師などによる健康に配慮した運営体制の構築、官民協働による要配慮者への福祉支援の取組が必要である。
- ・物資供給などの災害時対応については、家庭や企業における物資の備蓄の充実や運用改善、民間事業者との支援物資に係る協定の充実を進める必要がある。
- ・避難所における良好な生活環境を確保し災害関連死等を防止するため、避難者の健康面や生活環境に配慮した避難所の適切な設置・運営等に資する取組が必要である。

(3)「行政機能の確保」に関する事項

- ・大災害時においても必要不可欠な行政機能の継続が可能となるよう、本町の業務継続体制の一層の強化が必要である。
- ・道内外における大規模災害時の行政機能の確保に向け、行政間の円滑な相互応援を実施するため、応援・受援体制の整備を図る必要がある。

(4)「経済活動の機能維持」に関する事項

- ・食料の安定供給について、本町のみならず国全体の強靱化に貢献するという役割に照らし、供給力の更なる強化に向け農業施設や漁港施設等の整備を含めた総合的な取組が必要である。
- ・災害時における道内の経済活動への影響を最小限に抑えるため、事業継続体制が十分に整備されていない町内企業の体制整備を促進する必要がある。
- ・二次災害の抑制に不可欠な国土保全機能を維持するため、森林の計画的な整備・保全や農地・農業水利施設の保全管理を推進する必要がある。

(5)「情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保」に関する事項

- ・エネルギーの安定供給について、本町のみならず国全体の強靱化に貢献するという北海道の役割に照らし、再生可能エネルギーの導入拡大や供給力の強化に向け関係機関と連携した電力基盤の強化が必要である。
- ・町民生活を支える基礎的なインフラである上下水道等について、災害時においても必要な機能を維持できるよう、施設の防災対策や被災時の応急体制の整備を図る必要がある。
- ・交通ネットワークの整備は、本町の強靱化はもとより、北海道強靱化の根幹を支えるものであり、災害時の地域の孤立を防ぎ、救助・救援活動等を円滑に行うため、高規格道路といった高速交通ネットワークや代替性の高い地域間交通ネットワークの一層の充実・強化を図る必要がある。
- ・災害時の避難誘導などの確かつ迅速な対応を図るため、関係機関相互の災害情報の収集・共有や住民等への伝達体制を強化するとともに、地域防災活動や防災教育を推進する必要がある。
- ・外国人を含む観光客の安全確保に向け、災害情報の伝達、避難誘導體制の整備など、きめ細かな防災対策を講じる必要がある。

(6)「迅速な復旧・復興等」に関する事項

- ・大規模災害に災害廃棄物が迅速に処理されるよう、処理体制の整備を図る必要がある。
- ・復旧・復興をはじめ災害対応に不可欠な存在である建設業が、その役割を十分に発揮できるよう、災害時における行政との連携強化を進めるとともに、担い手の育成・確保等に向けた取組を推進する必要がある。
- ・人口減少、高齢化に直面する集落において、生活機能や交通手段を維持・確保するため、地域の実情に即した集落対策を実施する必要がある。

湧別町強靱化に関する脆弱性評価

(1) 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【評価結果】

(住宅・建築物等の耐震化)

- 住宅・建築物等の耐震化率は、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。特に、民間の大規模建築物などについては、早急な耐震診断の実施や診断結果に基づく必要な耐震化整備を進める必要がある。
- 社会福祉施設(67%(R6))、社会体育施設(86%(R6))などの不特定多数が集まる施設の耐震化は進捗途上にあり、これらの施設は、災害時に避難場所や救護用施設として利用されることもあるため、天井の脱落対策等も含め、耐震化の一層の促進を図る必要がある。
- 高齢者等施設の老朽化対策について、維持管理や保守、更新等の必要な取り組みを進めているが、大規模修繕などを実施する必要がある。

(建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等、必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物が多数見込まれることから、「湧別町公共施設等総合管理計画」に沿った維持管理等を適切に行う必要がある。
- 「湧別町公営住宅等長寿命化計画」に沿った公営住宅の計画的な建替え、改善等を実施する必要がある。
- 災害発生時における空き家の倒壊等による危害を防ぐため、関係機関と連携を図り、除去や適正管理の指導等を進める必要がある。

(緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や北海道と連携を図り整備を推進する必要がある。

(防火対策・火災予防)

- 消防法令違反の是正や住宅用火災警報器設置による防火対策の強化を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防啓発活動などにより、火災予防の取組を促進する。

【指標（現状値）】

・ 公立義務教育学校の耐震化率	100% (H30)
・ 社会福祉施設の耐震化率（床面積 1,000 ㎡以上）	67% (R6)
・ 社会体育施設の耐震化率（床面積 1,000 ㎡以上）	86% (R6)
・ 空き家件数	177 件 (R6)
・ 指定緊急避難場所の指定状況	24 施設 (R6)

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（警戒避難体制の整備）

- 大雨等による土砂災害（土石流、地すべり・がけ崩れ等）の被害低減及び避難の実効性を高めるため、ハザードマップを活用したわかりやすい情報発信を行い、土砂災害警戒区域の指定状況等について住民周知を図る必要がある。

（砂防設備等の整備）

- 土砂災害（土石流、地すべり・がけ崩れ等）の恐れがある箇所については、北海道が主体となり砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設等の整備を進めていることから、緊急性の高い箇所について情報提供を行うなど、砂防施設等の効果的な整備を実施するための連携を図る必要がある。

【指標（現状値）】

・土砂災害警戒区域等の指定数	指定対象 51 箇所のうち 51 箇所（R3）
・土石流危険渓流区域	44 箇所（H20）
・地すべり・がけ崩れ等危険区域	21 箇所（H26）

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（津波避難体制の整備）

- 新たな津波浸水想定が設定されるなどの情勢変化に応じ、ハザードマップの見直しをはじめ避難体制の再整備が求められる。
- 津波浸水想定の見直しに応じ、ハザードマップや避難計画の改訂を促進する必要がある。
- 海拔、津波浸水予想地域の表示、避難場所を示す案内看板等の設置について、津波避難計画等に基づき、情勢に合わせた整備を図る必要がある。

【指標（現状値）】

・津波防災ハザードマップ	作成済（H24）、改定（H30、R6）
・津波避難計画	策定済（H21）、改定（H25）
・避難場所等表示板設置箇所	43 箇所（R6）

1-4 突発的又は広域的な洪水、長期的な市街地等の浸水

【評価結果】

（洪水ハザードマップの作成）

- 洪水ハザードマップを活用し、平時から防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時における住民の円滑かつ迅速な避難体制の構築を図る必要がある。

（河川改修等の治水対策）

- 国、道、町では、それぞれの管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤、護岸の整備などの治水対策を行ってきたが、対策は進捗途上であり、近年浸水被害を受けた河川や市街地を流れる河川等の改修に重点化するなど、今後一層の効果的、効率的な整備を進める必要がある。
- ゲリラ豪雨などの大雨による内水浸水被害を軽減するため、排水ポンプ場や雨水管渠などの下水道施設の整備を進める必要がある。

（河川管理施設の老朽化対策）

- 樋門・樋管、排水機場等の河川管理施設については、計画的な補修等を行っているが、施設設置後の年数経過により老朽施設が急増している状況にあることから、優先順位を考慮した計画的な老朽化対策や施設の適切な維持管理が求められる。

【指標（現状値）】

- ・ 洪水ハザードマップ 作成済（H24）、改定（H30、R6）

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【評価結果】

（暴風雪時における道路管理体制）

- 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、住民等への情報伝達を円滑に実施するための体制を強化する必要がある。

（防雪施設の整備）

- 各道路管理者（国、道、町）においては、道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心に、防雪柵や雪崩予防柵など必要な防雪施設の整備を重点的に進めているが、必要箇所への対策は進捗途上にあるとともに、今後、気候条件の変化により新たな対策が必要な箇所が生じる可能性もあることから、一層の効果的な整備を進めていく必要がある。

（除雪体制の確保）

- 各道路管理者（国、道、町）において管理道路の除排雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時においては、各管理者による情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者における財政事情、除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、オペレーターの確保、除雪機械の老朽化など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。

【指標（現状値）】

- ・ 町道除雪路線延長 282.2km（R6）

(2) 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

(合同訓練など関係行政機関の連携体制整備)

- 地域防災計画の推進や防災総合訓練などによって関係行政機関の連携を図っており、今後も防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。
- 緊急消防援助隊や広域緊急援助隊などそれぞれの部門において様々な形態、規模による訓練が実施されており、これらの訓練で得た課題を踏まえ、より効果的な訓練環境の整備を図るなど、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

(自衛隊体制の維持・拡充)

- 東日本大震災時には、陸上自衛隊北部方面隊から最大1万3千人（延べ83万人）の人員が被災地に派遣されるなど、被災地支援に大きな役割を担ったところであり、今後の道内外における大規模自然災害時に備え、本道の自衛隊が果たしうる役割や訓練環境に優れた本道の地理的特性等を踏まえ、道内各地域に配備されている部隊、装備、人員の確保など、北海道の自衛隊体制の維持・拡充を図る必要がある。

(救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備)

- 遠軽地区広域組合における消防救急無線のデジタル化は整備済みであり、今後は計画的な機器更新を行う必要がある。
- 消防の災害対応能力強化のため災害用資機材の新規購入、整備を図る必要がある。加えて消防団の装備の充実について促進する必要がある。
- 救急活動に不可欠であるAED等の救命装置について、町内の主要な公共施設（学校含む）や民間施設への設置及び普及を推進する必要がある。

(消防団活動の促進)

- 消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っているが、本町では団員数が年々減少しており、地域の防災力・水防力の維持・強化には、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- | | |
|------------------------|------------|
| ・ 公共施設（学校含む）におけるAED設置数 | 32 施設 (R6) |
| ・ 消防団員数 | 168 人 (R6) |
| ・ 消防団活動・安全マニュアルの策定 | 策定済 (H29) |

2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生

【評価結果】

（保健機能等の充実）

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐため、消毒や駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における污水対策など、災害時の防疫対策を推進する必要がある。また、平時から円滑に定期の予防接種を実施できるように関係機関との連絡調整や適切な情報提供に取組む必要がある。

（災害時における保健医療支援体制の強化）

- 災害の規模等により応急医療の必要があるときは、医師会に対し派遣要請を行うとともに、道に対して保健医療支援チームの派遣を要請する。また、災害急性期においては道に対して災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請するなど、災害時における保健医療支援体制の強化を推進する必要がある。

（災害時における病院機能の確保）

- 災害時における病院機能を確保するため、自家発電設備の増強や応急用医療資機材の整備などの対策を促進する必要がある。

（災害時における高齢者施設等機能の確保）

- 災害時における高齢者等施設の機能を確保するため、自家発電設備の整備などの防災・減災対策を促進する必要がある。

（災害時における福祉的支援）

- 被災した社会福祉施設等の入居者の避難先確保や人的・物的支援を更に充実する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 町民の特定健診受診率 41.1% (R5)
- ・ 予防接種法に基づく予防接種麻疹・風しんワクチンの接種率 I 期 88.4%、II 期 95.6% (R6)

2-3 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【評価結果】

（支援物資の供給等に係る連携体制の整備）

- 地域防災計画に基づき、物資の供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など、災害時の応急対策に必要な各分野において、国、道、町、民間企業・団体等との間で連携協定を締結しているが、災害時において、これらの協定による効率的な活動を確保するためにも、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜行うとともに、防災訓練など平時の活動を活発に行う必要がある。

（非常用物資の備蓄促進）

- 広域的な物資供給・調達体制の整備を図るため、道や市町村と連携した広域的な物資の供給・調達体制の整備に向けた取組を進める必要がある。
- 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、3日分の備蓄が奨励されていることから、自発的な備蓄を促進するため道や町による啓発活動に取り組む必要がある。
- 財政負担の軽減にも配慮しながら、非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 防災関係の協定締結件数（民間企業・団体、行政機関） 24 件（R6）
- ・ 非常用物資の備蓄状況 4,214 食（アルファ化米）、1,104 食（新食感ベーカリー）、420 食（米粉めん）、1,888 食（スナック・ビスケット）、200 食（フリーズドライ汁物）、1,400 食（ようかん）、400 枚（アルミ折りたたみマット）、60 個（段ボールベッド）（R6）

2-4 劣悪な避難生活環境がもたらす被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生

【評価結果】

（避難場所等の指定・整備）

- 避難期間や災害種別に対応した適切な避難体制を確保するため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び避難所の住民周知を図る必要がある。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、特別養護老人ホーム等を活用した福祉避難所の住民周知を図る必要がある。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や公園等について、耐震改修なども含め整備が行われているが、引き続き地域の実情に応じた施設整備を促進する必要がある。

（避難所等の生活環境の改善）

- 避難所における良好な生活環境を確保し災害関連死等を防止するため、避難者の健康面に配慮した食事の提供や、段ボールベッドなどの必要な備品等の整備を進めるとともに、十分なトイレ環境を確保する必要がある。

（積雪寒冷を想定した避難所等の対策）

- 積雪や低温など北海道の冬の厳しい自然条件下での災害を想定し、毛布、発電機、蓄電池、暖房器具の備蓄整備など避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。

（避難住民の「こころのケア」体制の充実）

- 災害関連死等の防止や精神保健医療の需要に対応するため、必要があるときは道へ災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請するなど、避難者のこころをケアする体制の充実を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

・津波避難所の指定状況	10 施設 (R6)
・洪水避難所の指定状況	25 施設 (R6)
・雪害避難所の指定状況	9 施設 (R6)
・福祉避難所の指定状況	3 施設 (R6)
・アルミ折りたたみマット	400 枚 (R6)
・段ボールベッド	60 個 (R6)
・簡易トイレ	9 個 (R6)
・発電機	4 台 (R6)
・毛布	1,000 枚 (R6)
・暖房器具（石油ストーブ）	28 台 (R6)

(3) 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

【評価結果】

（災害対策本部機能の強化）

- 防災訓練などを通じ、本部機能の実施体制の検証を行うなど、効果的なフォローアップを行う必要がある。また、地域防災計画の見直しや業務継続計画の作成などを通じ、災害対策本部体制の機能強化を図る必要がある。
- 災害対応の拠点となる行政機関の施設については、非常用電源設備の整備と概ね 72 時間は非常用電源が稼働できるよう十分な燃料の備蓄をしておく必要がある。また、停電時には、被災者に対し庁舎等を開放し、電源の提供に努める必要がある。
- 防災拠点となる役場庁舎の耐震化は図られているが、大規模災害発生時においても、災害応急対応や復旧対応などの防災拠点として業務を継続するための機能強化を図る必要がある。

（行政の業務継続体制の整備）

- 町の業務継続体制については、非常時優先業務の遂行に向けた執行体制を確保する必要がある。

（IT 部門における業務継続体制の整備）

- 災害時においても、町の業務を遂行する上で重要な役割を担う情報システムの機能を維持・継続するため、重要システムに係るサーバーのデータセンターへの移設などの取組を計画的に進める必要がある。
- 市町村の業務遂行の重要な手段として利用されている IT 機器や情報通信ネットワークの被災に備え、ICT 部門の業務継続計画（ICT-BCP）の策定を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- | | |
|----------------------------|----------|
| ・ ICT 部門を含む業務継続計画の策定状況 | 未策定（R6） |
| ・ 町の災害対策本部を設置する庁舎（役場）の耐震化率 | 100%（R6） |
| ・ 消防署所の耐震化率 | 100%（R6） |

(4) 経済活動の機能維持

4-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【評価結果】

(企業における業務継続体制の強化)

- 中小企業の業務継続計画の策定を促進するため、国の共通ガイドラインや各業種・業態に合わせた策定マニュアルについて普及啓発を図るとともに、計画策定を希望する企業に対しては、その策定を支援する必要がある。

(被災企業等への支援)

- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るための各種支援策を実施しており、引き続きこうしたセーフティネット策を確保するとともに、被災後の支援のみならず、災害に対する事前の備えに向けた取組への支援についても検討する必要がある。

【指標（現状値）】

4-2 食料の安定供給の停滞に伴う、住民生活・社会経済活動への甚大な影響

【評価結果】

（食料生産基盤の整備）

- 北海道の農水産業は高い食料供給力を持っており、大規模災害により、その生産基盤が打撃を受けた場合、本道のみならず全国の食料需給に甚大な影響を及ぼすことが危惧される。また、平時はもとより、道外での大規模災害時においても、被災地をはじめ全国への食料供給を安定的に行うという重要な役割を担うことが求められる。こうした事態に備え、耐震化や津波対策、老朽化対策などの防災・減災対策も含め、農地や農業水利施設、漁港施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。
- 北海道の農水産業は、担い手不足などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、国全体の食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、経営安定対策や担い手の育成確保ほか、新たな技術の活用など、本町の農水産業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。

（道産食料品の販路拡大）

- 大災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても販路の開拓、拡大等により、一定の生産量を確保していくことが必要であり、食の高付加価値化とブランド化などによる農水産物の輸出拡大の取組など、生産、加工、流通が一体となった取組を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

・ 生乳生産量	112,363 t (R6)
・ 乳牛飼養頭数	20,571 頭 (R6)
・ 新規就農者数	10 人 (R2～R6)
・ 玉ねぎ販売額	3,771,973 千円 (R6)
・ 小麦販売額	211,751 千円 (R6)
・ 耕作放棄地、遊休農地面積	0ha (R6)

4-3 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

【評価結果】

（森林の整備・保全）

- 大災害等に起因する森林の荒廃は、国全体の強靱化に大きな影響を与える問題となる。このため、造林、間伐等の森林施業や、その施業に必要な林道等の路網の整備を一体的に進め、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地災害を防止するなど、森林の持つ多面的機能の持続的な発揮を図る必要がある。
- 災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

（農地・農業水利施設等の保全管理）

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- | | |
|-------------------------------|----------------------|
| ・ 民有林における人工造林面積 | 196.67ha（R6） |
| ・ 農地・農業水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織数 | 2 組織 ※多面的機能支払交付金（R6） |

(5) 情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保

5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶

【評価結果】

(関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化)

- 各種訓練・会議等を通じて、関係行政機関の防災情報の共有化等が進められており、今後も被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を維持する必要がある。
- 迅速かつ円滑な災害対策を実施するため、監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め情報をリアルタイムで共有する防災情報共有システムの運用により、市町村及び関係機関間で防災情報を共有しているが、未整備箇所への観測機器の整備と老朽機器の計画的な更新を図る必要がある。
- 防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道防災情報システムの運用により、道及び市町村と情報共有を図り、住民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うためには、災害通信訓練等によりシステム運用をはじめとした習熟を図る必要がある。
- 北海道地域防災計画において、大規模災害時には道の災害対策本部に防災関係機関が招集され、情報の共有を図ることとしており、今後も防災訓練などを通じ、情報収集・共有体制の強化を図っていく必要がある。

(住民等への情報伝達体制の強化)

- 避難勧告等の発令基準について住民周知を図る必要がある。
- 災害時における住民安否情報の確認のため、国が改修を予定している国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。
- 住民等への災害情報の伝達に必要な登録制メールや緊急速報メール、防災行政無線、北海道防災情報システムやＬアラート（災害情報共有システム）等について、職員の操作力の向上を図る必要がある。また、住民への避難勧告等の情報伝達に関し、予期せぬトラブルにより障害が生じる事態を想定し、多様な方法による災害情報の伝達体制を整備する必要がある。

(外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策)

- 災害発生時において、外国人を含む観光客の安全を確保し、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導などを行うため、相談窓口の多言語対応を強化するなど、関係機関と連携した受入体制の整備が必要である。特に、外国人観光客に対する災害情報の伝達手段が十分に整備されていない状況にあることから、本町を訪れる外国人観光客の安全・安心を確保するためにも、国が策定した指針に沿って関係機関が連携し、外国人向け災害情報の伝達体制を強化する必要がある。
- 災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援を迅速かつ適切に行うために避難行動要支援者の名簿を作成しており、災害時には自治会、自主防災組織など、地域住民が名簿を活用して避難が進むよう体制の整備が必要である。

(冬季も含めた帰宅困難者対策)

- 災害時における帰宅困難者対策として、気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、避難所等に関する情報を迅速に周知する体制の強化が必要であり、道路管理者との連携など、冬季を含めた帰宅困難者の避難対策の取組を進める必要がある。

(地域防災活動の推進)

- 地域防災力の向上に向けて、北海道が取り組んでいる「地域防災マスター制度」などを活用して地域の防災リーダーを育成し、自主防災組織の結成促進等を図る必要がある。

(防災教育推進)

- 防災教育の推進に向けて、住民、企業、団体、大学、関係機関、ＮＰＯなどと連携し、多様な担い手の育成を図るとともに、「防災教育アドバイザー制度」、「避難所運営ゲーム（Ｄｏはぐ）」を活用した取組などに取り組んでいるが、災害から命を守るための意識醸成を図るため、あらゆる機会を活用し厳冬期も想定した防災教育や啓発に取り組む必要がある。
- 学校教育においては、防災教育啓発資料の配付や体験型防災教育などを通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向けた取組を進めているが、今後、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、一層の効果的な取組を行う必要がある。

【指標（現状値）】

・ 自主防災組織の組織状況	21 組織 (R6)
・ 防災訓練の実施回数	1 回 (R6)
・ まちづくり出前講座（防災）の実施回数	6 回 (R6)
・ 義務教育学校の防災訓練実施回数（１校あたり）	2 回 (R6)
・ 一日防災学校の実施状況	5 校 (R6)
・ 防災行政無線のデジタル化	整備済 (R2)
・ 衛星携帯電話の整備状況	整備済 (R5)

5-2 エネルギー供給の停止

【評価結果】

（再生可能エネルギーの導入拡大）

- 北海道に豊富に賦存する再生可能エネルギーのポテンシャルを踏まえると、北海道における再生可能エネルギーの導入は今後更なる拡大が期待できることから、国や北海道などの関係機関と連携を図りながらエネルギーの地産地消など、関連施策を推進する必要がある。

（多様なエネルギー資源の活用）

- 北海道におけるエネルギー構成の多様化を推進するため、天然ガス自動車の普及などの天然ガスの利用拡大とともに、北海道周辺に賦存するメタンハイドレートの資源化等に向けた取組を促進する必要がある。

（避難所等への石油燃料供給の確保）

- 災害時において救助・救急・災害復旧活動等に必要車両や避難所等に石油燃料供給を安定確保するため、石油業協同組合との間で協定を締結しており、本協定が災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】

5-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

（水道施設の耐震化、老朽化対策等）

- 災害時においても給水機能を確保するため、配水池や浄水場など水道施設の耐震化や老朽化対策が進められているが、いずれも進捗途上にあり、計画的な整備を促進する必要がある。また、今後、更新期を迎える施設については、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理など老朽化対策を促進することが必要である。

（水道施設の防災機能の強化）

- 積雪寒冷地である北海道において、水道施設が地震などにより被災した場合に備え、水道事業者において緊急時の給水拠点の確保を図るための施設整備や、応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図る必要がある。
- 下水道 BCP について、国の BCP マニュアルの改定に伴う見直しを進める必要がある。

（下水道施設等の耐震化、老朽化対策等）

- 地震時における下水道機能の確保のため、施設の改築・更新など計画的な維持管理に欠かせない長寿命化計画を策定し、今後、増大してくる老朽化施設の改築更新等を計画的に進めていく必要がある。
- 浄化槽について、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- | | |
|------------------|------------------|
| ・下水道 BCP の策定 | 策定済（H29）、見直し（R3） |
| ・下水道ストックマネジメント計画 | 策定済（R2） |
| ・浄化槽のうち合併浄化槽の設置率 | 99.1%（R6） |

5-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【評価結果】

（高規格幹線道路等の整備）

- 高規格幹線道路旭川・紋別自動車道は、遠紋地区で生産された農水産物の流通において、その中核を担う「産業の道路」であるとともに、高次医療施設への搬送時間の短縮や災害時における救援物資の運搬など、地域住民にとって安全安心な暮らしを確保するために必要不可欠な「命の道路」であることから、国・道と強く連携しながら、迅速かつ着実に整備を進める必要がある。
- 大災害時に、被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、緊急輸送道路や避難路等の整備も計画的に推進する必要がある。

（道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策）

- 落石や岩石崩落などの道路防災総点検の結果に基づき、要対策箇所について、引き続き計画的な整備を行う必要がある。また、橋梁の耐震化についても、引き続き計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁の老朽化対策については、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づいた計画的な補修・更新を行うとともに、適切な維持管理を実施する必要がある。

（空港の機能強化）

- 災害時において、人員などの輸送拠点として重要な役割を道内の空港が担うためには、平時より、新千歳空港の国際拠点空港化、地方空港の機能向上に向けた施設整備など、道内の空港の機能強化等を推進することが必要である。

（航空ネットワークの維持・拡充）

- 広域分散型の北海道では、人員の移動や物資の輸送において、航空路線は欠くことのできない重要な役割を担うため、道内航空路線の再開に向けて、オホーツク紋別空港の利用促進に向けた取組を推進する必要がある。

（鉄道施設の耐震化）

- 発災時における鉄道利用者の安全性の確保及び救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道事業者による駅舎や高架など、鉄道施設の耐災害性の確保が必要である。

【指標（現状値）】

・高規格幹線道路「旭川・紋別自動車道」の整備状況

・紋別⇄東京直行便搭乗率

・橋梁の修繕数

・道路橋の長寿命化修繕計画の策定

遠軽ICまで供用中

事業化区間

61.15%（R5）

18箇所（R6）

策定済（H25）、見直し（R元、R6）

(6) 迅速な復旧・復興等

6-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

(災害廃棄物の処理体制の整備)

- 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、「災害廃棄物処理計画」の策定を促進する必要がある。また、廃棄物処理施設の計画的な整備を推進するとともに、被災地における衛生環境を維持するため、円滑な廃棄物処理体制の構築し、塵芥の収集及びし尿の汲み取りを迅速に実施する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 災害廃棄物処理計画 未策定（R6）

6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

【評価結果】

(災害対応に不可欠な建設業協会との連携)

- 町と建設業協会において、災害時の協力体制に関する実施協定を締結しているが、大規模災害の発生により、行政職員等の人員が極度に不足する場合にあっても、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業協会とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。

(行政職員による応援体制)

- 災害時の復旧・復興等に関する業務が迅速かつ円滑に進められるよう、平時より国・道及び市町村の行政職員の相互応援体制の強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】

第4章 湧別町強靱化のための施策プログラム

1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、湧別町における強靱化施策の取組方針を示す「湧別町強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず国、道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで取り組むべきハード・ソフト両面からの施策を19のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」ごとに取りまとめる。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置づける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

3 推進事業

施策推進に必要な各事業のうち、湧別町が主体となって実施する事業を設定し、個別の箇所・地区等については別表に整理する。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行う。

【湧別町強靱化のための施策プログラム一覧】

- ・ 脆弱性評価において設定した 19 のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策プログラムを策定し掲載
- ・ 当該施策プログラムの推進に関わる取組主体（国、道、町、民間の 4 区分）を末尾に〔 〕書きで記載
- ・ 施策プログラムは複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、最も関わりのある「最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしていない。

1. 人命の保護

1－1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

（住宅・建築物等の耐震化）

- 住宅・建築物等の耐震化については、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る。〔国、道、町、民間〕
- 社会福祉施設、社会体育施設など、多くの住民等が利用する公共施設について、災害時の避難場所として利用されることを踏まえ、耐震化の一層の促進を図る。〔国、道、町、民間〕
- 高齢者等施設の老朽化対策について、維持管理や保守などの必要な取り組みを進め、必要に応じて大規模修繕等の実施を図る。〔国、道、町、民間〕

（建築物等の老朽化対策）

- 公共建築物の老朽化対策については、各施設管理者が策定する長寿命化計画に基づいて、計画的な維持管理や施設の更新、除却を実施する。〔国、道、町〕
- 「湧別町公営住宅等長寿命化計画」に沿った公営住宅の計画的な建替え、改善等を実施する。〔町〕
- 空き家の所有者が、地震発生時における危険性を理解するとともに、適正な管理がなされるよう、除去や利活用の啓発を推進する。〔国、道、町、民間〕

（緊急輸送道路等の整備）

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や北海道と連携を図り、計画的な整備を推進する。〔国、道、町〕

（防火対策・火災予防）

- 消防法令違反の是正や住宅用火災警報器設置による防火対策の強化とともに、火災予防運動を通じた啓発活動など火災予防の取組を促進する。〔国、道、町〕

《指 標》

- | | | | |
|---|------------|---|---------------|
| ・ 公立義務教育学校の耐震化率 | | | 100% (H30) |
| ・ 社会福祉施設の耐震化率 (床面積 1,000 m ² 以上) | | | |
| | 67% (R6) | ➡ | 100% (R11) |
| ・ 社会体育施設の耐震化率 (床面積 1,000 m ² 以上) | | | |
| | 86% (R6) | ➡ | 100% (R11) |
| ・ 空き家件数 | 177 件 (R6) | ➡ | 140 件 (R11) |
| ・ 指定緊急避難場所の指定状況 | 24 施設 (R6) | ➡ | 必要に応じて追加指定する。 |

《推進事業》

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

（警戒避難体制の整備）

- 大雨等による土砂災害（土石流、地すべり・がけ崩れ等）の被害低減及び避難の実効性を高めるため、土砂災害警戒区域の指定状況等について住民周知を図る。〔国、道、町〕

（砂防設備等の整備）

- 土砂災害（土石流、地すべり・がけ崩れ等）の恐れのある箇所については、北海道が主体となり砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設等の整備を進めていることから、緊急性の高い箇所について情報提供を行うなど、砂防施設等の効果的な整備を実施するための連携を図る。〔道、町〕

《指 標》

- ・ 土砂災害警戒区域等の指定数
指定対象 51 箇所のうち 51 箇所（R3） ➡ 必要に応じて追加指定する。
- ・ 土石流危険渓流区域の指定数
44 箇所（H20） ➡ 必要に応じて追加指定する。
- ・ 地すべり・がけ崩れ等危険区域の指定数
21 箇所（H26） ➡ 必要に応じて追加指定する。

《推進事業》

1－3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

（津波避難体制の整備）

- 新たな津波浸水想定及び津波災害警戒区域の指定等に併せ、現行のハザードマップや避難計画の改訂を促進する。[道、町]
- 海拔、津波浸水予想地域の表示、避難場所を示す案内看板等の設置について、津波避難計画等に基づき整備を促進する。[国、道、町]

《指 標》

- ・ 津波防災ハザードマップの作成状況
作成済（H24）、改定（H30、R6） ➡ 必要に応じて改訂を行う。
- ・ 津波避難計画の策定状況
策定済（H21）、改定（H25） ➡ 必要に応じて見直しを行う。
- ・ 避難場所等表示板設置箇所
43箇所（R6） ➡ 情勢に合わせて適切な整備を行う。

《推進事業》

1-4 突発的又は広域的な洪水、長期的な市街地等の浸水

（洪水ハザードマップの作成）

- 洪水ハザードマップを有効活用し、平時から防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時における住民の円滑かつ迅速な避難体制の構築を図る。
[国、道、町]

（河川改修等の治水対策）

- 河道の掘削、築堤、護岸の整備などの治水対策について、近年の浸水被害等を勘案した重点的な整備を推進する。[国、道、町]
- 下水道浸水被害軽減のため、近年の内水による浸水被害状況等を勘案し、計画的な整備を推進する。[国、道、町]
- 樋門・樋管、排水機場等の河川管理施設について、それぞれの必要な治水機能を確保するため、施設の改良整備や老朽化施設の補修・更新を行うとともに、施設の維持管理を適切に実施する。[国、道、町]

《指 標》

- ・ 洪水防災ハザードマップの作成状況

作成済（H24）、改定（H30、R6） ➡ 必要に応じて改訂を行う。

《推進事業》

1－5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

（暴風雪時における道路管理体制の強化）

- 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、住民等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、暴風雪時の対応に関し、平時からの意識啓発を推進する。[国、道、町]

（除雪施設の整備）

- 道路防災総点検を踏まえた要対策箇所について、防雪柵や雪崩予防柵などの防雪施設の整備を重点的に継続するとともに、気候条件の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努め、一層の効果的な整備を推進する。[国、道、町]

（除雪体制の確保）

- 各道路管理者の管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、異常気象時の連絡体制や雪堆積場の確保状況、立ち往生車両の対応など、道路管理者間や関係機関との情報共有及び連携強化を図る。また、冬期間の災害による被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。[国、道、町]
- 将来的にも安定的な除雪体制の確保が図られるよう、除雪機械の計画的な更新、増強及びオペレーターの確保に努める。[国、道、町、民間]

《指 標》

・ 町道除雪路線延長 282.2km (R6) ➡ 現状を維持する (R11)

《推進事業》

2. 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

（防災訓練等による救助・救急体制の強化）

- 道内の関係機関で構成する北海道防災会議による防災総合訓練をはじめ各種防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊をはじめとする官民の防災関係機関の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保する。[国、道、町、民間]
- 緊急消防援助隊や広域緊急援助隊など、専門部隊の災害対応能力の強化に向け、恒常的な訓練、組織間の合同訓練等の充実を図るとともに、訓練施設の整備も含め、効果的な訓練環境の整備に向けた取組を推進する。[国、道、町]

（自衛隊体制の維持・拡充）

- 大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、道内各地に配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、道や市町村など関係機関と連携して取組を推進する。[国、道、町]

（救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備）

- 防災関係機関の災害対応能力の強化に向け、消防救急無線の更新など情報基盤の整備を推進するとともに、消防機関における災害用資機材等の更新・配備を計画的に行う。[国、道、町]
- 救急活動に不可欠である AED 等の救命装置について、町内の主要な公共施設（学校含む）や民間施設への設置及び普及を推進する。[道、町]

（消防団活動の促進）

- 地域防災の中核的な存在として災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を促進する。[国、道、町]

《指 標》

- ・ 公共施設（学校含む）における AED 設置数
32 施設（R6） ➡ 28 施設（R11）
- ・ 消防団員数
168 人（R6） ➡ 定数 205 人の充足に向けて取組を継続する。
- ・ 消防団活動・安全マニュアルの策定 策定済（H29）

《推進事業》

2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生

（保健機能の充実）

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における污水対策など、災害時の防疫対策を推進する。また、平時から円滑に定期的予防接種を実施できるよう関係機関との連絡調整や適切な情報提供に取り組む。[国、道、町]

（災害時における保健医療支援体制の強化）

- 災害の規模等により応急医療の必要があるときは、医師会に対して派遣要請を行うとともに、道に保健医療支援チームの派遣を要請する。また、災害急性期においては道に対して災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。[国、道、町、民間]

（災害時における病院機能の確保）

- 災害時における病院機能を確保するため、自家発電設備の増強や応急用医療資機材の整備などを促進する。[国、道、町、民間]

（災害時における高齢者施設等機能の確保）

- 災害時における高齢者等施設の機能を確保するため、自家発電設備の整備などを実施する。[国、道、町、民間]

（災害時における福祉的支援）

- 災害発生時に、自力避難の困難な高齢者や障がい者等が入所する社会福祉施設等の入所者の避難先確保や被災施設への人的・物的支援を円滑に実施できる体制の充実に努める。[道、町、民間]

《指 標》

・ 町民の特定健診受診率

41.1% (R5) ➡ 48% (R10)

・ 予防接種法に基づく予防接種麻疹・風しんワクチンの接種率

I 期 88.4%、II 期 95.6% (R6) ➡ I 期、II 期ともに 100%以上 (R11)

《推進事業》

・ 高齢者福祉施設等整備費補助金（湧愛園非常用自家発電設備工事）

2-3 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

（支援物資の供給等に係る連携体制の整備）

- 支援物資の供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など、災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、国、道、町、民間企業・団体等との間で締結している連携協定について、協定に基づく防災訓練など平時の活動を促進し、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。
[国、道、町、民間]

（非常用物資の備蓄促進）

- 大規模災害時において応急物資の供給・調達に係る広域的な対応を初動から迅速に図るため、道内の各振興局内での備蓄・調達体制を強化するとともに、振興局を越えた広域での物資調達等の体制整備に取り組む。[道、町]
- 家庭や企業等における備蓄について、道や町による啓発活動を強化するなど、各当事者の自発的な備蓄の取組を促進する。[道、町、民間]
- 支援制度の活用などを通じ、非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する。[道、町]

《指 標》

- ・ 防災関係の協定締結件数（民間企業・団体、行政機関）

24 件（R6） ➡ 必要に応じて締結する。

- ・ 非常用物資の備蓄状況

アルファ化米	4,214 食（R6）
新食感ベーカリー	1,104 食（R6）
米粉めん	420 食（R6）
スナック・ビスケット	1,888 食（R6）
フリーズドライ汁物	200 食（R6）
ようかん	1,400 食（R6）
アルミ折りたたみマット	400 枚（R6）
段ボールベッド	60 個（R6）

必要に応じて非常用物資
の内容充実を図る。

《推進事業》

2-4 劣悪な避難生活環境がもたらす被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生

（避難場所等の指定・整備）

- 避難期間や災害種別に対応した適切な避難体制を確保するため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び避難所の住民周知を図る。[道、町]
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、特別養護老人ホーム等を活用した福祉避難所の住民周知を図る。[道、町、民間]
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や公園等について、耐震改修なども含め地域の実情に応じた施設整備を計画的に促進する。[国、道、町]

（避難所等の生活環境の改善）

- 食物アレルギーへの対応など避難者の健康面に配慮した食事の提供、段ボールベッドの設置、トイレ環境の確保など、避難所における良好な生活環境の整備を促進する。[道、町、民間]

（積雪寒冷を想定した避難所等の対策）

- 避難所等における冬季防寒対策として、毛布、発電機、ストーブなどの暖房器具の備蓄を推進する。[道、町]

（避難住民等の「こころのケア」体制の充実）

- 災害時において被災者や支援者へ精神保健活動の支援等を行う必要があるときは、道に対して災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請する。[道、市町村、民間]

《指 標》

・ 津波避難所の指定状況	10 施設 (R6)	} 必要に応じて追加指定する。
・ 洪水避難所の指定状況	25 施設 (R6)	
・ 雪害避難所の指定状況	9 施設 (R6)	
・ 福祉避難所の指定状況	3 施設 (R6)	
・ アルミ折りたたみマット	400 枚 (R6)	} 必要に応じて追加備蓄する。
・ 段ボールベッド	60 個 (R6)	
・ 簡易トイレ	9 個 (R6)	
・ 発電機	17 台 (R6)	
・ 毛布	1,000 枚 (R6)	
・ 暖房器具（石油ストーブ）	28 台 (R6)	

《推進事業》

3. 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

（災害対策本部機能等の強化）

- 災害対策本部に係る運用事項（職員の参集範囲、本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など）について、定期的な訓練などを通じ、実施体制の検証や必要に応じた見直しを行う。併せて、本部機能の運用に必要な資機材の整備などを計画的に推進する。[町]
- 災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画の見直しや業務継続計画を策定し、本部機能の維持に必要な資機材の整備を促進する。また、地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を促進する。[国、道、町]
- 大規模災害発生時においても、災害応急対応や復旧対応など、役場庁舎が防災拠点としての業務を継続するための機能強化を促進する。[国、道、町]

（行政の業務継続体制の整備）

- 業務継続計画を策定し、災害時における市町村業務の継続体制を確保する。[道、町]
- 災害時における行政情報システム機能の維持・継続を図るため、「ICT 部門の業務継続計画（ICT-BCP）」の策定に向けた取組を推進する。[道、町]

《指 標》

- ・ ICT 部門を含む業務継続計画の策定
未策定（R6） ➡ 策定予定（R8）
- ・ 町の災害対策本部を設置する庁舎（役場）の耐震化率 100%（R6）
- ・ 消防署の耐震化率 100%（R6）

《推進事業》

4. 経済活動の機能維持

4-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

（企業の業務継続体制の強化）

- 大災害時における経済活動の継続を確保するため、産業支援機関等との連携による支援などにより、町内の中小企業等における業務継続計画の策定を促進する。[道、町、民間]

（被災企業等への支援）

- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた町内の中小企業等の早期復旧と経営安定を図るため、各種支援を行う。[町]

《指 標》

《推進事業》

4-2 食料の安定供給の停滞に伴う、住民生活・社会経済活動への甚大な影響

（食料生産基盤の整備）

- 平時、災害時を問わず全国の食料供給基地として重要な役割を担う本道の農水産業が、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設、漁港施設等の生産基盤の整備を着実に推進する。〔国、道、町〕
- 厳しい環境にある本道の農水産業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保対策など、持続的な農水産業経営に資する取組を推進する。〔国、道、町〕

（道産食料品の販路拡大）

- 大災害時における食料の安定供給に対応するためには、平時においても一定の生産量を確保することが必要であることから、食の高付加価値化やブランド化に向けた取組等を通じ、農水産物や加工食品の販路拡大を推進する。〔国、道、町、民間〕

《指 標》

・ 生乳生産量	112,363 t (R6)	➡	120,000 t (R11)
・ 乳牛飼養頭数	20,531 頭 (R6)	➡	22,000 頭 (R11)
・ 新規就農者数	10 人 (R2～R6)	➡	2 人 (毎年)
・ 玉ねぎ販売額	3,771,973 千円 (R6)	➡	4,000,000 千円 (R11)
・ 小麦販売額	211,751 千円 (R6)	➡	235,000 千円 (R11)
・ 耕地放棄地、遊休農地面積	0ha (R6)	➡	現状を維持する (R11)

《推進事業》

- ・ 水産物基盤整備事業（直轄特定漁港漁場整備事業）【サロマ湖漁港】
- ・ 水産物基盤整備事業（水産物供給基盤機能保全事業）【湧別漁港】
- ・ 水産物基盤整備事業（水産物供給基盤機能保全事業）【登栄床漁港】
- ・ 水産物基盤整備事業（水産物供給基盤機能保全事業）【芭露漁港】
- ・ 水産物基盤整備事業（第2サロマ湖漁場機能保全事業）【第2サロマ湖漁場】
- ・ 農山漁村地域整備交付金（漁村再生交付金事業）【芭露漁港用地】
- ・ 農山漁村地域整備交付金（漁村再生交付金事業）【湧別漁港、登栄床漁港、芭露漁港】

4－3 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

（森林の整備・保全）

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備と、その基盤となる林道等の路網整備を計画的に推進する。[国、道、町、民間]
- エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。[国、道、町、民間]

（農地・農業水利施設等の保全管理）

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。[国、道、町]

《指 標》

- ・ 民有林における人工造林面積
196.67ha (R6) ➡ 220.00ha (R11)
- ・ 農地・農業用水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織数
2組織 (R6) ➡ 現状を維持する (R11)

《推進事業》

- ・ 鳥獣被害防止総合対策事業

5. 情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保

5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶

（関係機関の情報共有化）

- 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な運用を図るとともに、災害対策本部への連絡員の派遣など関係機関相互の連絡体制を強化する。[国、道、町、民間]
- 災害対策に必要な監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する防災情報共有システムについて、一層の効果的な運用を図るため、老朽機器の更新や未整備箇所への計画的な整備を推進する。[国、道、町]
- 災害時における行政機関の通信回線を確保するため、道と市町村を結ぶ総合行政情報ネットワークの計画的な更新、衛星携帯電話や衛星インターネット通信機器の計画的な整備及び更新を図る。[道、町]

（住民等への情報伝達体制の強化）

- 災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、各種災害に係る避難勧告等の発令基準について住民に周知する。[道、町]
- 災害情報の伝達に必要な登録制メールや緊急速報メール、防災行政無線、北海道防災情報システムやしアラート（災害情報共有システム）等について、職員の操作力の向上を図る。また、住民への避難勧告等の情報伝達に関し、予期せぬトラブルにより障害が生じる事態を想定し、多様な方法による災害情報の伝達体制を整備する。[国、道、町、民間]

（外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策）

- 外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制の強化、観光関連施設におけるハード・ソフト両面からの防災対策など、災害時における観光客の安全確保に向けた取組を推進する。[国、道、町、民間]
- 災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、観光地における案内表示等の多言語化を促進する。[国、道、町、民間]
- 要介護高齢者や障がい者など災害時の避難等に支援が必要な方々に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、対象者の名簿の作成、避難誘導・支援に関する具体的な計画策定など、所要の対策を推進する。[国、道、町]

（帰宅困難者対策の推進）

- 災害時における帰宅困難者対策として、多様な媒体を通じ、気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、雪害避難所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化するとともに、民間企業とも連携し、冬季も考慮した帰宅困難者支援の取組を促進する。[国、道、町、民間]

（地域防災活動、防災教育の推進）

- 「地域防災マスター制度」の効果的な活用による地域防災に関する実践活動のリーダーの養成、自主防災組織の結成促進、教育施設等を活用した地域コミュニティの活性化など、地域防災力の強化に向けた取組を推進する。[道、町、民間]
- 防災教育の推進に向け、各種教材の提供や多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、個人や企業、団体、大学、関係機関、NPOなどのノウハウ等を活かした連携・協働の促進を図るため、「ほっかいどう防災教育協働ネットワーク」への多様な主体の参画を促進する。[道、町、民間]
- 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。[道、町]

《指 標》

- ・ 自主防災組織の組織状況 21 組織 (R6) ➡ 30 組織 (R11)
- ・ 防災訓練の実施回数 1 回 (R6) ➡ 同数を維持する (R11)
- ・ まちづくり出前講座（防災）の実施回数 6 回 (R6) ➡ 同数を維持する (R11)
- ・ 義務教育学校の防災訓練実施回数（1 校あたり） 2 回 (R6) ➡ 同数を維持する (R11)
- ・ 一日防災学校の実施状況 5 校 (R6) ➡ 全義務教育校で実施する (R11)
- ・ 防災行政無線のデジタル化 整備済 (R2)
- ・ 衛星携帯電話の整備状況 整備済 (R 元、R5)

《推進事業》

5-2 エネルギー供給の停止

（再生可能エネルギーの導入拡大）

- 北海道における再生可能エネルギーの導入拡大に向け、国や北海道などの関係機関と連携を図りながら自然エネルギーの導入やエネルギーの地産地消など、関連施策を総合的に推進する。〔国、道、町、民間〕

（多様なエネルギー資源の活用）

- 水素需要や天然ガス利用の拡大、メタンハイドレートの資源化等、北海道におけるエネルギー構成の多様化に向けた取組を促進する。〔国、道、町、民間〕

（避難所等への石油燃料供給の確保）

- 災害時において緊急車両や避難所等への石油燃料の安定供給を確保するため、石油販売業者の団体や石油元売会社の団体との間で協定を締結しており、本協定等が災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る。〔国、道、町、民間〕

《指 標》

《推進事業》

5-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

（水道施設等の防災対策）

- 災害時においても給水機能を確保するため、浄水施設、配水池、水道管など水道施設の耐震化に加え、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理などの老朽化対策を促進する。〔国、道、町〕
- 積雪寒冷地の特性を踏まえて、災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保や給水訓練の実施など、応急給水体制の整備を促進する。〔国、道、町〕

（下水道施設等の防災対策）

- 災害時に備えた下水道業務継続計画（BCP）を基に、下水道施設の耐震化、長寿命化計画等に基づく老朽化対策を計画的に行う。〔国、道、町〕
- 単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する。〔国、道、町〕

《指 標》

・ 下水道長寿命化計画の策定	策定済（H28）
・ 下水道 BCP の策定	策定済（H29）、見直し（R3）
・ 下水道ストックマネジメント計画	策定済（R2）
・ 浄化槽のうち合併浄化槽の設置率	99.1%（R6） ➡ 100%（R11）

《推進事業》

5-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

（高規格幹線道路等の整備）

- 高規格幹線道路旭川・紋別自動車道は、遠紋地区における農水産物の流通機能はもとより、高次医療施設への搬送や災害時における救援物資の輸送機能など、地域住民が安全・安心に暮らすために必要不可欠な道路であることから、今後も国・道と強く連携しながら、迅速かつ着実な整備促進を図る。〔国、道、町〕
- 災害時における広域交通の分断を回避するため、緊急輸送道路や避難路等の整備を計画的に推進する。〔国、道、町〕

（道路施設の防災対策等）

- 道路防災総点検の結果を踏まえ、落石や岩石崩落など要対策箇所について、路線の重要性を勘案し対策を進めるとともに、現地状況等の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、対策工事を計画的に実施する。〔国、道、町〕
- 橋梁の耐震化を計画的な整備を推進するとともに、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づいた計画的な補修・更新を行うとともに、適切な維持管理を実施する。〔国、道、町〕

（空港の機能強化）

- 新千歳空港の被災による機能不全といった事態も想定し、オホーツク紋別空港がその代替機能を発揮できるよう、空港施設の防災対策をはじめ滑走路など基本施設の改良整備、CIQ体制の充実など、ハード・ソフト両面から空港の機能強化に向けた取組を推進する。〔国、道、町、民間〕
- 新たな航空路線の開設や既存路線の拡充、再開に向けた取組とともに、オホーツク紋別空港における国内路線の維持確保に向けた取組を推進する。〔道、町〕

（鉄道の機能維持・強化）

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保や支援物資等の輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道施設の耐震化をはじめ耐災害性の強化に向けた取組を促進する。〔国、道、町、民間〕
- 国、道、市町村、鉄道事業者との適切な役割分担のもと、幹線鉄道の維持・確保に向け、必要な検討・取組を進める。〔国、道、町、民間〕

《指 標》

- ・ 高規格幹線道路「旭川・紋別自動車道」の整備状況
遠軽 I C まで供用中
遠軽～上湧別 事業化区間
- ・ 紋別⇄東京直行便搭乗率 61.15% (R6) ➡ 65% (R11)
- ・ 橋梁の修繕数 18 箇所 (R6) ➡ 20 箇所 (R11)
- ・ 道路橋の長寿命化修繕計画の策定 策定済 (H25)、見直し (R 元、R6)

《推進事業》

6. 迅速な復旧・復興等

6-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

（災害廃棄物の処理体制の整備）

- 大規模自然災害時において、迅速な災害廃棄物処理が図られるよう、処理場等の廃棄物処理施設の計画的な整備の推進により、円滑な廃棄物処理体制の構築を図る。[国、道、町]
- 被災地における塵芥の収集及びし尿の汲み取りを迅速かつ適切に実施し、避難場所や被災地域の衛生環境を維持する。[国、道、町]

《指 標》

・ 災害廃棄物処理計画 未策定（R6） ➡ 策定（R9）

《推進事業》

6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

（災害対応に不可欠な建設業協会との連携）

- 災害発生時の人命救助に伴う障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業の効果的な活用を図るなど、災害時における行政機関と建設業協会との連携体制を強化する。[道、町、民間]

（行政職員による応援体制）

- 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、国・道及び市町村の行政職員の相互応援体制を強化する。[国、道、町]

《指 標》

《推進事業》

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は概ね5年（令和7年から令和11年まで）とする。

また、本計画は、本町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

2 計画の推進方法

2-1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管課を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

《 施策毎の推進管理に必要な事項 》

- ・ 当該施策に関する庁内の所管課、国の関係府省庁、道の関係部局
- ・ 計画期間における施策推進の工程
- ・ 当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- ・ 当該年度における予算措置状況
- ・ 当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
- ・ 指標の達成状況 等

2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、湧別町強靱化のスパイラルアップを図っていく。

【別表】 湧別町強靱化のための推進事業一覧

所管課	事業名	事業概要	箇所名 ・ 地区名	数量	期間 (実施年度)	総事業費 (円)	実施主体	リスク シナリオ
福祉課	高齢者福祉施設等整備費補助 (湧愛園非常用自家発電設備工事) ※地域介護・福祉空間整備等施設 整備交付金	(福)湧別福祉会が実施する地域密 着型介護老人福祉施設湧愛園ちゅ ーりっぷの里の非常用自家発電設 備整備に対するの支援。 ※特別養護老人ホーム湧愛園と一 体的に整備。	地域密着型介護老 人福祉施設湧愛園 ちゅーりっぷの里	1 台 (対象床面積 522 m ²)	R7	15,070,000 ※補助対象事業費 7,937,000	町	2－2
水産林 務課	水産基盤整備事業 (直轄特定漁港漁場整備事業)	サロマ湖漁港第1湖口、第2湖口 の整備。	サロマ湖漁港 西外防波堤 内港防波堤 西防砂堤 東防砂堤 -4.5m航路 護岸	1 式	R2～11	6,737,000,000	国 (北海道開発局)	4－2
	水産物基盤整備事業 (水産供給基盤機能保全事業)	湧別漁港の整備。	湧別漁港 第2北防波堤 -4.0m航路 -3.5m泊地 -2.5m泊地 -2.5m物揚場 船揚場側壁 用地護岸	1 式	R5～14	1,609,093,000 ※R7～11 1,120,892,000	道	4－2
		登栄床漁港の整備。	登栄床漁港 南防波堤 南護岸 西護岸(×) 東護岸(×) -2.5m物揚場 道路	1 式	H27～R9	1,504,518,000 ※R7～9 6000,000,000	道	4－2
		芭露漁港の整備。	芭露漁港 -3.5m航路 -3.0m泊地 -2.5m泊地	1 式	H30～R8	1,515,952,000 ※R7～8 460,000,000	道	4－2

所管課	事業名	事業概要	箇所名 ・ 地区名	数量	期間 (実施年度)	総事業費 (円)	実施主体	リスク シナリオ
水産林 務課	水産基盤整備事業 (第2サロマ湖漁場機能保全事業)	サロマ湖第2湖口の防水堤・防水柵 係留部・防水柵の整備。	第2サロマ湖漁場 防水堤 防水柵係留部 防水柵	1式	R3～12	1,833,533,000 ※R7～11 964,000,000	道	4－2
	農山漁村地域整備交付金 (漁村再生交付金事業)	芭露漁港用地の整備。	芭露漁港 用地(改良)	1式	R7～11	300,000,000	道	4－2
		漁港の外灯LED化。	湧別漁港 登米床漁港 芭露漁港	1式	R8	22,783,000	道	4－2
	鳥獣被害防止総合対策事業	対象鳥獣の捕獲支援金。	町内全域	1式	R7～12	18,000,000	湧別町鳥獣 被害防止対 策協議会	4－3

【参考資料】

災害時における協定一覧（町と団体）

No.	協 定 名 称	締 結 先	締結年月日
1	遠軽地区災害救急医療対策に関する協定	遠軽医師会	H 6. 3. 25
2	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	北見歯科医師会遠軽班	H17. 10. 1
3	「道の駅」における協働事業に関する協定	北海道コカ・コーラボトリング(株)	H20. 2. 21
4	災害時における応急対策業務に関する協定	北見地区電気工事業協同組合 遠軽支部	H20. 4. 11 R元. 5. 1 再締結
5	災害時における上下水道の応援活動及び復旧工事に関する協定	湧別管工事組合	H21. 12. 14
6	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定	北海道コカ・コーラボトリング(株)	H22. 4. 1
7	北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	北海道開発局	H22. 5. 31
8	災害発生時における湧別町内郵便局と湧別町の協力に関する協定	町内 7 郵便局	H22. 7. 1 H26. 3. 31 再締結
9	災害等の発生時における湧別町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	北海道エルピーガス災害対策協議会	H22. 9. 28
10	災害時協力協定	(財)北海道電気保安協会	H23. 1. 18
11	湧別町所管公共土木施設における災害時の協力体制に関する実施協定	湧別建設業協会	H23. 4. 1
12	災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定	株式会社共成レンテム	H23. 12. 29
13	災害時における燃料等の供給協力に関する協定	北見地方石油業協同組合	H24. 5. 14
14	非常災害時における社会福祉施設等への要援護者の受入に関する協定	社会福祉法人湧別福祉会 社会福祉法人上湧別福祉会	H24. 9. 26
15	災害時における歯科医療救護活動に関する協定	社団法人北見歯科医師会	H25. 2. 7
16	災害時における遺体搬送等の協力に関する協定	一般社団法人全国霊柩自動車協会	H25. 12. 1
17	災害時の応援に関する協定	財務省北海道財務局	H26. 3. 28
18	緊急時における輸送業務に関する協定	一般社団法人北見地区トラック協会	H27. 10. 13
19	湧別町における高齢者等の見守り活動に関する協定	新聞販売店 8 社	H28. 4. 15
20	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書	株式会社セブンーイレブン・ジャパン	H29. 3. 17
21	災害に係る情報配信等に関する協定	ヤフー株式会社	H29. 8. 1
22	災害時における物資の調達及び供給に関する協定	株式会社ツルハ	H31. 3. 31
23	大規模災害時における相互協力に関する基本協定	北海道電力株式会社 北海道電力ネットワーク株式会社 北見支店	R 4. 2. 7
24	災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設に関する協定	一般社団法人日本ムービングハウス協会	R 6. 7. 19

《湧別町強靱化計画の沿革》

令和２年４月	策定
令和３年１月	変更（推進事業の追加）
２月	変更（推進事業の追加）
令和４年２月	変更（推進事業及び災害時の協定一覧の追加、本文の一部追記）
令和５年２月	変更（推進事業の追加、推進事業名の一部修正）
令和６年３月	変更（推進事業の追加、重点化対応に伴う推進事業一覧の修正）
令和７年８月	改定（第２期）

湧別町強靱化計画

令和7年8月発行

湧別町企画財政課

〒099-6592

湧別町上湧別屯田市街地 318 番地

TEL (01586) 2-5862